

## 令和4年度 第3回 首里城公園管理体制構築検討委員会

### 【参考資料3】 沖縄県における指定管理者制度の状況等

1. 沖縄県の「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」
2. 沖縄県の指定管理者制度導入施設
3. 沖縄県の指定管理者制度導入施設における業務内容

# <参考> 4. 沖縄県の「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」①

## ■公の施設の指定管理者制度に関する運用方針（令和4年3月25日総務部長決裁）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定による公の施設の指定管理者制度の運用に関し必要な事項を定めている。

### 第1 趣旨

1 公の施設とは 2 指定管理者制度とは 3 公の施設の設置及び管理に関する条例 4 指定管理者制度運用の基本的な流れ

### 第2 指定管理者制度に関する基本方針

1 指定管理者制度の積極的な活用 2 公平性、透明性の確保 3 指定期間 4 インセンティブの付与

5 指定管理料 (1) 管理運営経費に対する県の負担（指定管理料の支出）(2) 指定管理料の算定方法 6 利用料金の決定

### 第3 指定管理者制度運用委員会

1 位置付け及び役割 2 開催の単位 3 構成 4 参考意見の聴取 5 利害関係 6 会議の公開等 7 守秘義務

### 第4 指定管理者の選定手続

1 公募の原則

2 民間事業者等の応募促進の措置 (1) 公募期間 (2) 周知 (3) その他の措置

3 募集要項の作成 (1) リスク分担 (2) 応募資格 (3) 欠格条項 (4) 失格事項 (5) 事業計画書の記載事項  
(6) 仕様書その他参考資料 (7) 募集に当たっての留意事項

4 指定管理候補者の選定 (1) 選定基準 (2) 事業計画書の審査 (3) 選定

5 選定結果の公表 (1) 公表時期及び公表方法 (2) 公表様式 (3) 公表に当たっての留意事項

### 第5 指定管理者の指定

1 指定の議決 2 債務負担行為の設定 3 指定及び告示 4 協定書の締結(1)締結(2)協定事項 5 歳入の徴収又は収納の委託

### 第6 指定管理者制度導入後の対応（モニタリングの実施）

1 業務記録及び事業報告書 (1) 業務記録(2) 事業報告書

2 利用者等の意見の把握及び苦情等への対応 (1) 指定管理者が行う事項 (2) 県が行う事項

3 業務の状況に関する調査等(1)指定管理業務及び経理状況の調査、指示(2)運用委員会におけるモニタリングの実施結果の検証  
(3)個人情報保護対策の徹底 (4)連絡調整会議の開催

4 内部統制の実施 5 事故、災害等発生時の対応及び安全管理の徹底 (1) 指定管理者が行う事項 (2) 県が行う事項

6 指定の取消し、業務の停止措置 7 モニタリングの実施結果の公表

### 第7 事前協議

### 第8 委任

附則 別紙1 利害関係の有無に関する調査票

別紙3 指定管理者指定申請書

別紙2 沖縄県●●●●施設の指定管理者募集要項

別紙4 指定管理候補者の選定結果について（例示）

## <参考> 4. 沖縄県の「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」②

### ■公の施設の指定管理者制度に関する運用方針（令和4年3月25日総務部長決裁）

#### 第1 趣旨

この運用方針は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定による公の施設の指定管理者制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 4 指定管理者制度運用の基本的な流れ

主な手続	手続の概要
①条例制定等	・各施設の設置及び管理に関する条例の制定若しくは改正
②指定管理者制度運用委員会の設置	・施設所管課又は部等を単位とし、学識経験者他で構成される <b>指定管理者制度運用委員会</b> を設置
③公募	・募集要項の作成 ・ <b>指定管理者制度運用委員会</b> から募集要項の内容に係る <b>意見を聴取</b> ・公募の実施（原則として60日以上）
④選定	・ <b>指定管理者制度運用委員会</b> において <b>指定管理候補者を選定</b>
⑤指定の議決	・指定管理者の指定議案を議会に提出
⑥指定	・指定管理者の指定と告示 ・協定書の締結
⑦適正な管理運営の確保	・指定管理者による業務の開始 ・連絡調整会議の開催 ・モニタリングの実施 ・ <b>指定管理者制度の運用委員会</b> における <b>モニタリング実施結果の検証</b>

## <参考> 4. 沖縄県の「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」③

### ■公の施設の指定管理者制度に関する運用方針（令和4年3月25日総務部長決裁）

#### 第2 指定管理者制度に関する基本方針

##### 1 指定管理者制度の積極的な活用

指定管理者制度は、民間事業者等に公の施設の管理を代行させる制度で、民間能力の活用により、多様化する住民ニーズにより効果的かつ効率的に対応し、サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的としている。この趣旨を踏まえ、公の施設の管理については、次のいずれかに該当するものを除き、新規施設・既存施設を問わず、原則として同制度を活用することとする。

- ① 法令の規定により県以外の者の管理を禁止しているもの
- ② P F I など特定の事業により管理を行うと決定されたもの
- ③ 廃止又は譲渡を予定し、若しくは検討している公の施設であって、廃止又は譲渡のために必要となる事務事業を執行することとしているもの
- ④ 国及び他の地方公共団体との関係において、特別な事情の下で設置された公の施設であって、県が直営しない場合はこれらとの関係を損ねるおそれがあるもの
- ⑤ 公の施設の管理を指定管理者に行かせた場合、当該施設の設置目的を果たすことができないおそれがあり、又は当該施設が処理する事業の適正な執行を確保できないと判断されるもの
- ⑥ 県の設置した公の施設で、その事業が地方公営事業として運営され、又は今後地方公営事業とすることを検討しているもの
- ⑦ 指定管理者に行わせることのできる業務が事実行為に限られることから、指定管理者制度を導入しても住民サービスの向上や経費の削減等を図ることが期待できないと判断されるもの

## <参考> 4. 沖縄県の「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」④

### ■公の施設の指定管理者制度に関する運用方針（令和4年3月25日総務部長決裁）

#### 第3 指定管理者制度運用委員会

指定管理候補者の選定や施設の適正な管理等を確保するため、県は施設所管課又は部等を単位とし、指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を設置するものとする。

#### 3 構成

運用委員会は、施設の適正な管理の確保、住民サービスの向上を図る観点から、次に掲げる者で構成するものとする。

- ① 学識経験者
- ② 財務に精通する者（公認会計士、税理士、中小企業診断士等）
- ③ 施設の機能又は指定管理業務の性質に応じた専門的知識を有する者
- ④ 施設の利用団体（者）を代表する者

#### 沖縄県国営沖縄記念公園内施設(首里城地区内施設) 及び 県営首里城公園に係る 指定管理者制度運用委員会 委員名簿

構成		現所属職	氏名
①学識経験者	1	沖縄県立博物館・美術館 館長	田名 真之
②財務に精通する者	2	小山岳史公認会計士事務所	小山 岳史
③施設の機能又は管理業務の性質に応じた専門的知識を有する者	3	工学院大学 理事長	後藤 治
	4	国立大学法人琉球大学名誉教授	平野 典男
④施設の利用団体(者)を代表する者	5	首里まちづくり研究会 副理事長	いのうえ ちず
	6	一般社団法人日本旅行業協会 理事	東 良和

## <参考> 5. 沖縄県の指定管理者制度導入施設 ①

・沖縄県における指定管理者制度導入施設は、令和4年4月現在で**51施設**である。

条例			施設所管課
No.	施設名称	指定管理者	指定期間
			※沖縄県HP（総務部行政管理課）掲載情報に条例を追記
<b>沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例</b>			<b>総務部 総務私学課</b>
1	沖縄県公文書館	公益財団法人沖縄県文化振興会	令和3年4月～令和8年3月
<b>沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例</b>			<b>企画部 科学技術振興課</b>
2	沖縄ライフサイエンス研究センター	イノベーションサポート沖縄株式会社	令和3年4月～令和8年3月
<b>沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例</b>			<b>環境部 環境再生課</b>
3	沖縄県平和創造の森公園	沖縄県森林組合連合会	平成30年4月～令和5年3月
<b>沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例</b>			<b>子ども生活福祉部福祉政策課</b>
4	沖縄県総合福祉センター	社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会	令和2年4月～令和7年3月
<b>沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例</b>			<b>子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課</b>
5	石嶺児童園	社会福祉法人偕生会	平成30年4月～令和5年3月
<b>沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例</b>			<b>子ども生活福祉部女性力・平和推進課</b>
6	平和の礎	公益財団法人沖縄県平和祈念財団	令和2年4月～令和7年3月
<b>沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例</b>			<b>子ども生活福祉部女性力・平和推進課</b>
7	沖縄県男女共同参画センター	沖縄県男女共同参画センター管理運営団体	令和2年4月～令和7年3月
<b>沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例</b>			<b>農林水産部森林管理課</b>
8	沖縄県県民の森	沖縄北部森林組合	平成30年4月～令和5年3月
<b>沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例</b>			<b>商工労働部 ものづくり振興課</b>
9	沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター	バイオセンター運営共同体	平成30年4月～令和5年3月
<b>沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例</b>			<b>商工労働部 ものづくり振興課</b>
10	沖縄バイオ産業振興センター	バイオ産業振興センター運営共同体	令和4年4月～令和9年3月

## <参考> 5. 沖縄県の指定管理者制度導入施設 ②

<b>おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例</b>			<b>商工労働部 ものづくり振興課</b>
11	おきなわ工芸の杜	おきなわ工芸の杜共同企業体	令和4年4月～ 令和7年3月
<b>沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例</b>			<b>商工労働部 企業立地推進課</b>
12	沖縄国際物流拠点産業集積地域 那覇地区	株式会社沖縄ダイケン	令和3年4月～ 令和8年3月
13	航空機整備施設	A N A スカイビルサービス株式会社	平成30年4月～ 令和5年3月
14	沖縄国際物流拠点産業集積地域 うるま地区内賃貸工場及び うるま地区内企業立地サポートセンター	沖縄国際物流拠点うるま地区 管理運営企業体	平成30年4月～ 令和5年3月
<b>沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例</b>			<b>商工労働部 情報産業振興課</b>
15	沖縄 I T 津梁パーク施設	株式会社沖縄ダイケン	令和3年4月～ 令和8年3月
<b>沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例</b>			<b>商工労働部 情報産業振興課</b>
16	沖縄情報通信センター	沖縄情報通信センター管理運営コンソーシアム	平成30年4月～ 令和5年3月
<b>沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例</b>			<b>文化観光スポーツ部 MICE推進課</b>
17	沖縄コンベンションセンター	株式会社コンベンションリンケージ	令和2年4月～ 令和5年3月
<b>万国津梁館の設置及び管理に関する条例</b>			<b>文化観光スポーツ部 MICE推進課</b>
18	万国津梁館	ザ・テラスホテルズ株式会社	令和2年4月～ 令和5年3月
<b>沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例</b>			<b>文化観光スポーツ部 文化振興課</b>
19	沖縄県立博物館・美術館	一般財団法人沖縄美ら島財団	令和3年4月～ 令和8年3月
<b>沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例</b>			<b>文化観光スポーツ部スポーツ振興課</b>
20	奥武山総合運動場	奥武山パークマネジメント	令和3年4月～ 令和8年3月
<b>沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例</b>			<b>文化観光スポーツ部 空手振興課</b>
21	沖縄空手会館	沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ	令和2年4月～ 令和5年3月

## <参考> 5. 沖縄県の指定管理者制度導入施設 ③

<b>沖縄県自動車駐車場管理条例</b>			<b>土木建築部 道路街路課</b> <b>土木建築部 都市計画・モノレール課</b>
22	県民広場地下駐車場	株式会社沖縄ダイケン	令和4年4月～令和7年3月
23	てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場	株式会社沖縄ダイケン	令和4年4月～令和7年3月
<b>沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例</b>			<b>土木建築部 海岸防災課</b>
24	海浜公園(中城湾港安座真海浜公園)	安座真海浜公園運営企業体	令和4年4月～令和9年3月
25	海浜公園(金武湾港宇堅海浜公園)	株式会社丸将	令和4年4月～令和9年3月
<b>沖縄県港湾管理条例</b>			<b>土木建築部 港湾課</b>
26	宜野湾港マリーナ	美ら島・宜野湾港マリーナ管理運営共同企業体	平成30年4月～令和5年3月
27	西原・与那原マリンパーク	株式会社クリード沖縄	平成31年4月～令和6年3月
28	与那原マリーナ	サライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体	平成31年4月～令和6年3月
<b>都市公園条例</b>			<b>土木建築部 都市公園課</b>
29	都市公園(名護中央公園)	名護中央公園管理共同体	令和2年4月～令和7年3月
30	都市公園(沖縄県総合運動公園)	株式会社トラステック	令和2年4月～令和7年3月
31	都市公園(浦添大公園)	おきなわスポーツイノベーション協会株式会社	令和2年4月～令和7年3月
32	都市公園(海軍壕公園)	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー	令和2年4月～令和7年3月
33	都市公園(平和記念公園)	公益財団法人沖縄県平和記念財団	令和2年4月～令和7年3月
34	都市公園(バナナ公園)	沖縄県緑化種苗協同組合	令和2年4月～令和7年3月
35	都市公園(県営首里城公園)	一般財団法人沖縄美ら島財団	平成31年4月～令和5年3月
36	都市公園(奥武山公園)	奥武山パークマネジメント	令和3年4月～令和8年3月
37	都市公園(中城公園)	おきなわスポーツイノベーション協会株式会社	令和3年4月～令和8年3月
<b>沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例</b>			<b>土木建築部 都市公園課</b>
38	首里城地区内施設	一般財団法人沖縄美ら島財団	平成31年2月～令和5年1月
39	海洋博覧会地区内施設	一般財団法人沖縄美ら島財団	平成31年2月～令和5年1月



## <参考> 5. 沖縄県の指定管理者制度導入施設 ④

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例			土木建築部 都市公園課
40	県営住宅（北部地区）	沖縄県住宅供給公社・株式会社山浩商事指定管理業務共同企業体	令和2年4月～令和7年3月
41	県営住宅（中部A地区）	沖縄県住宅供給公社	令和2年4月～令和7年3月
42	県営住宅（中部B地区）	沖縄県住宅供給公社	令和2年4月～令和7年3月
43	県営住宅（南部地区）	沖縄県住宅供給公社	令和2年4月～令和7年3月
44	県営住宅（宮古地区）	住宅情報センター株式会社	令和2年4月～令和7年3月
45	県営住宅（八重山地区）	住宅情報センター株式会社	令和2年4月～令和7年3月
沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例			教育庁 生涯学習振興課
46	沖縄県立名護青少年の家	一般財団法人沖縄美ら島財団	平成30年4月～令和5年3月
47	沖縄県立糸満青少年の家	学校法人KBC学園	平成30年4月～令和5年3月
48	沖縄県立石川青少年の家	公益社団法人うるま市シルバー人材センター	平成31年4月～令和6年3月
49	沖縄県立玉城青少年の家	一般社団法人沖縄じんぶん考房	平成31年4月～令和6年3月
50	沖縄県立宮古青少年の家	NPO法人ばんず	令和2年4月～令和7年3月
51	沖縄県立石垣青少年の家	NPO法人八重山星の会	令和2年4月～令和7年3月

### ※指定管理者制度導入施設一覧に掲載がないその他の「沖縄県〇〇の設置及び管理に関する条例」

沖縄県立 <b>総合精神保健福祉センター</b> の設置及び管理に関する条例	所管部署:[保健医療部地域保健課]
沖縄県立 <b>職業能力開発校</b> の設置及び管理に関する条例	所管部署:[商工労働部労働政策課]
沖縄県 <b>工業技術交流センター</b> の設置及び管理に関する条例	所管部署:[商工労働部ものづくり振興課]
沖縄県立 <b>郷土劇場</b> の設置及び管理に関する条例	所管部署:[文化観光スポーツ部文化振興課]
沖縄県 <b>中央卸売市場</b> の設置及び管理に関する条例	所管部署:[農林水産部流通・加工推進課]
沖縄県立 <b>農業大学校</b> の設置及び管理に関する条例	所管部署:[農林水産部営農支援課]
沖縄県 <b>樋川立体駐車場</b> の設置及び管理に関する条例	所管部署:[土木建築部都市計画・モラル課]
沖縄県 <b>空港</b> の設置及び管理に関する条例	所管部署:[土木建築部空港課]
沖縄県立 <b>離島児童生徒支援センター</b> の設置及び管理に関する条例	所管部署:[教育庁教育支援課]
沖縄県立 <b>図書館</b> の設置及び管理に関する条例	所管部署:[教育庁生涯学習振興課]

# <参考> 6. 沖縄県の指定管理者制度導入施設における業務内容 ①

## 沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例

1

**第3条** 公文書館の業務は、次のとおりとする。

- (1)公文書等の**収集、整理及び保存**に関すること。
- (2)公文書等の**閲覧、展示その他の利用**に関すること。
- (3)公文書等の**調査及び研究**に関すること。
- (4)公文書等についての**専門的知識の普及啓発**に関すること。
- (5)公文書等の**目録、史誌、資料集等の編さん及び刊行**に関すること。
- (6)その他公文書館の**設置の目的を達成するために必要な業務**に関すること。

**第5条** 指定管理者は、第3条各号に掲げる業務を行うものとする。ただし、同条第6号に掲げる業務については、知事が定めるものを除く。

## 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例

2

- (1)センターの**設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施**に関する業務
- (2)第8条の規定による**利用の許可**に関する業務、第12条の規定による**利用の許可の取消し等**に関する業務、第18条第2項の規定による**原状回復命令**に関する業務**その他の利用の許可**に関する業務
- (3)第13条の規定による**利用料金の収受**に関する業務、第14条の規定による**利用料金の減免**に関する業務、第15条ただし書の規定による**利用料金の返還**に関する業務**その他の利用料金の収受**に関する業務
- (4)センターの施設、附属設備及び機械器具の**維持及び修繕**に関する業務
- (5)前各号に掲げるもののほか、センターの**管理運営**に関して、**知事が必要と認める業務**

## 沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例

3

**第4条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)第10条の規定による**利用の許可**に関する業務、第12条の規定による**利用の許可の取消し等**に関する業務、第13条第2項の規定による**原状回復命令**に関する業務**その他の利用の許可**に関する業務
- (2)第14条の規定による**利用料金の収受**に関する業務、第15条の規定による**利用料金の減免**に関する業務、第16条ただし書の規定による**利用料金の返還**に関する業務**その他の利用料金の収受**に関する業務
- (3)公園の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の**維持及び修繕**に関する業務
- (4)前3号に掲げるもののほか、公園の**管理運営**に関して**知事が必要と認める業務**

## 沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例

4

**第4条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)第10条の規定による**利用の許可**に関する業務、第12条の規定による**利用の許可の取消し等**に関する業務、第13条第2項の規定による**原状回復命令**に関する業務**その他の利用の許可**に関する業務
- (2)第14条の規定による**利用料金の収受**に関する業務、第15条の規定による**利用料金の減免**に関する業務、第16条ただし書の規定による**利用料金の返還**に関する業務**その他の利用料金の収受**に関する業務
- (3)センターの施設及び附属設備の**維持及び修繕**に関する業務
- (4)前3号に掲げるもののほか、センターの**管理運営**に関して、**知事が必要と認める業務**

## <参考> 6. 沖縄県の指定管理者制度導入施設における業務内容 ②

### 沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例

5

第2条 児童福祉施設の名称、区分、位置及び業務は、次の表のとおりとする。

名称	区分	位置	業務
沖縄県立石嶺児童園	児童養護施設	那覇市首里石嶺町4丁目394番地	保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この項において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うこと。
沖縄県立若夏学院	児童自立支援施設	那覇市首里大名町3丁目112番地	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと。

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)第2条の表沖縄県立石嶺児童園の項に規定する業務※
- (2)児童園の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (3)前2号に掲げるもののほか、児童園の管理運営に関して、知事が必要と認める業務

### 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例

6

第1条 第二次世界大戦で貴い命を失ったすべての人々に哀悼の意を表すとともに、悲惨な戦争の教訓を後世に伝え、世界の恒久平和の実現に寄与するため、沖縄県平和祈念資料館（以下「平和祈念資料館」という。）及び平和の礎を設置する。

2 平和祈念資料館に分館として八重山平和祈念館を置く。

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)第18条の規定による利用の禁止又は制限に関する業務
- (2)平和の礎の工作物及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (3)前2号に掲げるもののほか、平和の礎の管理運営に関して、知事が必要と認める業務

### 沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例

7

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2)第10条の規定による利用の許可に関する業務、第12条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第13条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (3)第14条の規定による利用料金の収受に関する業務、第15条の規定による利用料金の減免に関する業務、第16条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (4)センターの施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (5)前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関して、知事が必要と認める業務

## <参考> 6. 沖縄県の指定管理者制度導入施設における業務内容 ③

### 沖縄県民の森の設置及び管理に関する条例

8

**第4条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)第10条の規定による利用の許可に関する業務、第12条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第13条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (2)第14条の規定による利用料金の収受に関する業務、第15条の規定による利用料金の減免に関する業務、第16条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (3)県民の森の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持及び修繕に関する業務
- (4)前3号に掲げるもののほか、県民の森の運営に関して、知事が必要と認める業務

### 沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの設置及び管理に関する条例

9

**第4条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2)第10条の規定による利用の許可に関する業務、第14条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第20条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (3)第15条の規定による利用料金の収受に関する業務、第16条の規定による利用料金の減免に関する業務、第17条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (4)センターの施設、附属設備及び機械器具の維持及び修繕に関する業務
- (5)前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関して、知事が必要と認める業務

### 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例

10

**第4条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2)第8条の規定による利用の許可に関する業務、第12条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第18条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (3)第13条の規定による利用料金の収受に関する業務、第14条の規定による利用料金の減免に関する業務、第15条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (4)センターの施設、附属設備及び機械器具の維持及び修繕に関する業務
- (5)前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関して、知事が必要と認める業務

### おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例

11

**第4条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)工芸の杜の設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2)第10条の規定による利用の許可に関する業務、第14条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第21条の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (3)第15条の規定による利用料金の収受に関する業務、第16条の規定による利用料金の減免に関する業務、第17条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (4)工芸の杜の施設、附属設備及び機械器具（以下「施設等」という。）の維持及び修繕に関する業務
- (5)前各号に掲げるもののほか、工芸の杜の管理運営に関して、知事が必要と認める業務

12

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例

12 13 14

(施設の名称及び位置)

第2条 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設を構成する施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区	那覇市字鏡水崎原地先
航空機整備施設	那覇市字大嶺260番
うるま地区内賃貸工場	うるま市字州崎地内及び勝連南風原地内
うるま地区内企業立地サポートセンター	うるま市字州崎12番94
うるま地区内素形材産業振興施設	うるま市勝連南風原5192番30

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)那覇地区等施設の設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2)第14条第1項の規定による放置物件の除去命令に関する業務
- (3)第15条第1項の規定による立入り等に関する業務
- (4)那覇地区等施設の施設の維持及び修繕に関する業務
- (5)前各号に掲げるもののほか、那覇地区等施設の管理運営に関して、知事が必要と認める業務

沖縄 I T津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例

15

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)沖縄 I T津梁パーク施設の設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2)第10条の規定による使用の許可に関する業務、第16条の規定による使用の許可の取消し等に関する業務、第19条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の使用の許可に関する業務
- (3)沖縄 I T津梁パーク施設の維持及び修繕に関する業務
- (4)前3号に掲げるもののほか、沖縄 I T津梁パーク施設の管理運営に関して、知事が必要と認める業務

沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例

16

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2)第8条の規定による使用の許可に関する業務、第14条の規定による使用の許可の取消し等に関する業務、第17条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の使用の許可に関する業務
- (3)センターの施設の維持及び修繕に関する業務
- (4)前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関して、知事が必要と認める業務

## <参考> 6. 沖縄県の指定管理者制度導入施設における業務内容 ⑤

### 沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例

17

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2)第10条の規定による利用の許可に関する業務、第14条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第20条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (3)第15条の規定による利用料金の収受に関する業務、第16条の規定による利用料金の減免に関する業務、第17条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (4)センターの施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (5)前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関して知事が必要と認める業務

### 万国津梁館の設置及び管理に関する条例

18

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)津梁館の設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2)第10条の規定による利用の許可に関する業務、第14条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第20条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (3)第15条の規定による利用料金の収受に関する業務、第16条の規定による利用料金の減免に関する業務、第17条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (4)津梁館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (5)前各号に掲げるもののほか、津梁館の管理運営に関して知事が必要と認める業務

### 沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例

19

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)博物館・美術館の設置の目的を達成するために教育委員会が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2)第11条の規定による観覧料の収受に関する業務、第12条の規定による観覧料の減免に関する業務、第13条ただし書の規定による観覧料の返還に関する業務その他の観覧料の収受に関する業務
- (3)第14条の規定による利用の許可に関する業務、第17条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第18条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (4)第19条及び同条第3項において準用する第11条第5項から第7項までの規定による利用料金の収受に関する業務、第19条第3項において準用する第12条の規定による利用料金の減免に関する業務、第19条第3項において準用する第13条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (5)博物館・美術館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (6)前各号に掲げるもののほか、博物館・美術館の管理運営に関して、教育委員会が必要と認める業務

## <参考> 6. 沖縄県の指定管理者制度導入施設における業務内容 ⑥

### 沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例

20

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)第10条の規定による**利用の許可**に関する業務、第12条の規定による**利用の許可の取消し等**に関する業務、第13条第2項の規定による**原状回復命令**に関する業務**その他の利用の許可**に関する業務
- (2)第14条の規定による**利用料金の収受**に関する業務、第15条の規定による**利用料金の減免**に関する業務、第16条ただし書の規定による**利用料金の返還**に関する業務**その他の利用料金の収受**に関する業務
- (3)体育施設の施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）の**維持及び修繕**に関する業務
- (4)前3号に掲げるもののほか、体育施設の**運営**に関して、**知事が必要と認める業務**

### 沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例

21

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)会館の**設置の目的を達成**するために**知事が必要と認める事業の実施**に関する業務
- (2)第10条の規定による**利用の許可**に関する業務、第11条の規定による**撮影の許可**に関する業務、第14条の規定による**利用の許可の取消し等**に関する業務、第19条第2項の規定による**原状回復命令**に関する業務**その他の利用又は撮影の許可**に関する業務
- (3)第15条の規定による**利用料金の収受**に関する業務、第16条の規定による**利用料金の減免**に関する業務、第17条ただし書の規定による**利用料金の返還**に関する業務**その他の利用料金の収受**に関する業務
- (4)第21条及び同条第3項において準用する第15条第3項から第5項までの規定による**観覧料の収受**に関する業務、第21条第3項において準用する第16条の規定による**観覧料の減免**に関する業務、第21条第3項において準用する第17条ただし書の規定による**観覧料の返還**に関する業務**その他の観覧料の収受**に関する業務
- (5)会館の施設及び附属設備の**維持及び修繕**に関する業務
- (6)前各号に掲げるもののほか、会館の**管理運営**に関して、**知事が必要と認める業務**

### 沖縄県自動車駐車場管理条例

22 23

第2条 自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
県民広場地下駐車場	那覇市泉崎1丁目（県道39号線道路内）
てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場	浦添市前田三丁目（県道浦西停車場線道路内）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)第9条及び第10条の規定による**利用料金の収受**に関する業務、第11条ただし書の規定による**利用料金の返還**に関する業務、第12条の規定による**利用料金の減免**に関する業務**その他の利用料金の収受**に関する業務
- (2)駐車場の施設の**維持及び修繕**に関する業務
- (3)駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）に対する**誘導及び案内**に関する業務**その他の駐車場の施設の利用**に関する業務
- (4)前3号に掲げるもののほか、駐車場の**管理運営**に関して、**知事が必要と認める業務**

## <参考> 6. 沖縄県の指定管理者制度導入施設における業務内容 ⑦

### 沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例

24 25

第2条 海浜公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
金武湾港宇堅海浜公園	うるま市字宇堅
中城湾港安座真海浜公園	南城市知念字安座真

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)第9条に規定する**行為の許可**に関する業務
- (2)第10条に規定する**利用の禁止又は制限**に関する業務
- (3)第11条に規定する**行為の許可の取消し等**に関する業務
- (4)第13条に規定する**利用料金の收受**に関する業務
- (5)海浜公園の施設の**維持及び修繕**に関する業務
- (6)前各号に掲げるもののほか、海浜公園の**管理運営に関して知事が必要と認める業務**

### 沖縄県港湾管理条例

26 27 28

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (4)**宜野湾港マリーナ** 宜野湾港の港湾施設のうち、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供する施設及び港湾環境整備施設をいう。
- (5)**与那原マリーナ** 中城湾港（西原与那原地区）の港湾施設のうち、知事が定める区域内にあるスポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供する施設及び港湾環境整備施設をいう。
- (6)**西原・与那原マリンパーク** 中城湾港（西原与那原地区）の港湾施設のうち、知事が定める区域内にあるスポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供する施設及び港湾環境整備施設をいう。

第17条 宜野湾港マリーナ及び与那原マリーナの指定管理者は、それぞれ次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)第24条の規定により読み替えて適用される第7条の規定による**使用の許可**に関する業務、第24条の規定により読み替えて適用される第12条第2項の規定による**権利義務の承継の届出の受理**に関する業務及び第24条の規定により読み替えて適用される第13条の規定による**使用の許可の取消し等**に関する業務
  - (2)宜野湾港マリーナ又は与那原マリーナの**維持及び修繕**に関する業務
  - (3)前2号に掲げるもののほか、宜野湾港マリーナ又は与那原マリーナの**管理運営に関して、知事が必要と認める業務**
- 2 西原・与那原マリンパークの指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1)第26条の規定による**利用の許可**に関する業務、第30条の規定により読み替えて適用される第12条第2項の規定による**権利義務の承継の届出の受理**に関する業務及び第30条の規定により読み替えて適用される第13条の規定による**利用の許可の取消し等**に関する業務
  - (2)第27条の規定による**利用料金の收受**に関する業務、第28条の規定による**利用料金の減免**に関する業務、第29条ただし書の規定による**利用料金の返還**に関する業務**その他の利用料金の收受**に関する業務
  - (3)西原・与那原マリンパークの**維持及び修繕**に関する業務
  - (4)前3号に掲げるもののほか、西原・与那原マリンパークの**管理運営に関して、知事が必要と認める業務**



# <参考> 6. 沖縄県の指定管理者制度導入施設における業務内容 ⑧

## 都市公園条例

29 30 31 32 33 34 35 36 37

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)第4条第1項（第29条において準用する場合を含む。）に規定する**許可**に関する業務、第6条（第29条において準用する場合を含む。）に規定する**利用の禁止又は制限**に関する業務、第11条第1項及び第2項（第29条において準用する場合を含む。）に規定する**監督処分**に関する業務、第12条（第29条において準用する場合を含む。）の規定による**届出の受理**（第12条第7号に係るものに限る。）に関する業務、第24条に規定する**許可**に関する業務**その他の許可**に関する業務
- (2)第25条第1項（第29条において準用する場合を含む。）の規定による**利用料金の収受**に関する業務、第26条（第29条において準用する場合を含む。）の規定による**利用料金の減免**に関する業務、第27条ただし書（第29条において準用する場合を含む。）の規定による**利用料金の返還**に関する業務**その他の利用料金の収受**に関する業務
- (3)公園施設及び附属施設（法第5条第1項の規定により設置又は管理の許可をした公園施設を除く。）の**維持及び修繕**に関する業務
- (4)前3号に掲げるもののほか、都市公園の**管理運営**に関して**知事が必要と認める業務**

## 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例

38 39

第2条 沖縄県国営沖縄記念公園内施設を構成する施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
<b>首里城地区内施設</b> （復原された正殿その他これに関連する施設をいう。以下同じ。）	那覇市首里当蔵町3丁目
<b>海洋博覧会地区内施設</b> （水族館並びに海獣その他の動物を飼育し、及び展示する施設をいう。以下同じ。）	本部町字石川及び字備瀬

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)沖縄県国営沖縄記念公園内施設の**設置の目的を達成**するために**知事が必要と認める事業の実施**に関する業務
- (2)第10条の規定による**入場料の収受**に関する業務、第11条の規定による**入場料の減免**に関する業務、第12条ただし書の規定による**入場料の返還**に関する業務**その他の入場料の収受**に関する業務
- (3)沖縄県国営沖縄記念公園内施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の**維持及び修繕**に関する業務
- (4)前3号に掲げるもののほか、沖縄県国営沖縄記念公園内施設の**管理運営**に関して、**知事が必要と認める業務**

## 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例

40 41 42 43 44 45

第66条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)県営住宅の**入居の手続**に関する業務
- (2)**入居者の指導及び連絡**に関する業務
- (3)県営住宅等の**維持及び修繕**に関する業務
- (4)前3号に掲げるもののほか、県営住宅等の**管理**に関して、**知事が必要と認める業務**

## 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例

46 47 48 49 50 51

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)青少年の家の**設置の目的を達成**するために**教育委員会が必要と認める事業の実施**に関する業務
- (2)第10条の規定による**利用の許可**に関する業務、第12条の規定による**利用の許可の取消し等**に関する業務、第13条第2項の規定による**原状回復命令**に関する業務**その他の利用の許可**に関する業務
- (3)第14条の規定による**利用料金の収受**に関する業務、第15条の規定による**利用料金の減免**に関する業務、第16条ただし書の規定による**利用料金の返還**に関する業務**その他の利用料金の収受**に関する業務
- (4)青少年の家の施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）の**維持及び修繕**に関する業務
- (5)前各号に掲げるもののほか、青少年の家の**運営**に関して、**教育委員会が必要と認める業務**